

総 第 1864 号

令和6年6月25日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子

令和5年度下半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和6年5月21日付監第5号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

定期監査及び随時監査報告書に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) 建設工事等発注の迅速化について	総務課(施設管理室)	<p>建設工事等の発注時期については、半年毎に建設工事等発注予定として、町ホームページで公表しているところです。</p> <p>工事等の発注については、公表している発注予定に基づき発注を行っていますが、改めて早期発注に努めてまいります。</p> <p>また、発注予定から遅れているものについては、進捗を確認し、真にやむを得ない場合を除き、年度内完了するよう発注を行います。</p>
(2) 公共施設劣化状況等調査委託業務について	総務課(施設管理室)	<p>機械・設備等を含めた建物の点検については、琴浦町公共施設等総合管理計画に基づき、職員による日常点検や公共施設劣化状況等調査、保守点検等の専門業者による点検を実施しているところです。</p> <p>機械・設備等の老朽化については、専門業者による点検結果報告を精査し、不具合の小さいうちに修繕を行う等し、予防保全に努めてまいります。</p>
(3) 電子決裁の適切な運用について	総務課(行政総務室)	<p>現在、補助金、契約および例規審査の分野でチェックリストを導入し、各課共通の事務における業務処理チェックの標準化を行っています。それに加えて、電子決裁システムを導入したことにより、関連する文書の検索や、同様な事例の比較も容易になったため、それらのメリットを活かしつつ、綿密なチェックを行っていきます。</p> <p>また、令和5年度から、役場初任者研修に、採用2年目から課長級に至るまで参加できる体制を整えました。それにより、公文書管理、例規、財務、契約、個人情報保護およびネットセキュリティについてリスクリングおよび基本的な業務の再確認の機会を設定し、より一層のミス削減に努めています。</p> <p>今後も、監査で指摘していただいた内容も踏まえつつ、業務の効率化とミスの減少を目指し、業務改善に取り組んでまいります。</p>